

主な農業制度資金

※1 貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めるものを適用(平成27年1月22日現在)

※2 農山漁村6次産業化対策事業費補助金(6次産業化推進整備事業に限る。)の補助残として活用する場合に限り、貸付当初10年間上乗補助

*3 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者があり、農林水産省長期金融協会の利子助成により貸付当初5年間の無利子化(融資枠の範囲内)。

※4 事業再生支援資金にあっては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められる場合については、100%

※5 農協を通した転賣の場合は保証を付すことができる。

○中川村において、午十寺就農計画の認定を受けた者に於ける。にたまし、午十寺就農辰喜並より、認定は辰喜と名づけられた時に即ちには百人ばかりとなる。

*8 認定新規就農者が農地等又は未整地の取得のために借り入れる場合で、かつ500万円以内の借入れである場合は、据置期間は5年以内とする。

△ : 機械の賃借料に限る。

▲
・機械の貸借料に限る。
・認定農業者のみ対象

※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能
※13 経営開始初年度および経営相続時のみに限る

※13 経営開始初年度および経営規模拡大時に限る。
※14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る

*14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。
貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。

に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。

に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者、
を受ける者等。